

会 議 録

会議の名称	第8期 第5回 小金井市地域自立支援協議会 専門部会（合同開催）
事務局	福祉保健部 自立生活支援課、小金井市障害者地域自立生活支援センター
開催日時	令和5年1月11日（水） 午後5時から午後5時45分まで
開催場所	小金井市役所 本町暫定第1会議室
出席者	<p>【委員】 加瀬 進委員、吉岡 博之委員、石塚 勝敏委員、小根澤 裕子委員、渡邊 誉浩委員、加藤 了教委員、荒井 康善委員、猿渡 太育委員、八木 香委員、木下 一美委員、永末 美幸委員、宮井 敏晴委員、中村 裕子委員、畑 佐枝子委員、鴻丸 恵美子委員</p> <p>〈WEBによる参加〉 佐々木 宣子委員、高橋 徹委員、佐々木 由佳委員</p> <p>【事務局】 自立生活支援課課長 自立生活支援課相談支援係係長 自立生活支援課障害福祉係主査 自立生活支援課相談支援係主任 小金井市障害者地域自立生活支援センター</p>
会議内容	第8期 第5回 小金井市地域自立支援協議会 全体会のとおり

(会長)

専門部会を始めますが、共通して報告した方が良い事項があるということで、全体でまずは集まっていただきました。この会の後、各部会に分かれて進めていただければ、と思います。

欠席委員等について事務局からお願いします。

(事務局)

田中麻子委員から欠席の連絡をいただいております。鴻丸委員、丸山委員、八木委員、塚口委員から遅れて参加する旨の連絡をいただいております。

(会長)

資料の確認をお願いします。

(事務局)

専門部会次第、(仮称)小金井市障害者福祉ガイドライン、医療的ケアの判定スコア、児童区分判定調査票、放課後等デイサービスの個別加算に関する調査票、児童通所支援の支給に関する書式2点、児童通所支援の支給に関する申告書の書式、障害者総合支援法の改正に関する利用として権利条約と建設的対話の対応表4枚、法改正の概要についての資料、障害者総合支援法の現行法についてのパンフレット。配布資料は以上となります。

(会長)

補足をさせていただきますと、権利条約と建設的対話の対応表について、オフィシャルなものではなく、私がゼミの中で作っているものであることを前提に見ていただければ、と思います。内容量が膨大であり、把握するのが難しいので項目ごとに作っております。

恐らくここで話題になっているのは19条の地域生活をどう充実させてゆくかということと、障害児教育で話題になっている24条の教育について、です。分離教育はよろしくないと言われて特別支援学校の教員達は複雑な感情を抱いていると思います。

報告事項1の、小金井市障害福祉サービスガイドラインについて、事務局よりお願いいたします。

(事務局)

それでは支給決定基準(仮称ガイドライン)の策定についてご説明いたします。障害者総合支援法あるいは児童福祉法に基づく障害福祉サービスの利用に

あたっては、利用者が市町村に申請をし、市町村においてそれが妥当かを判断し、妥当と判断した場合は一定の基準に従い、市町村において支給量を決定する仕組みとなっております。

支給量の決定は国が定める事務処理要領に基づきますが、その事務処理要領には市町村においてあらかじめ支給の要否や支給量の決定についての基準を定めておくことが適当であるとされています。それに基づいて、市が独自に定めたものが小金井市障害者総合支援法支給決定基準ということで、現状、内規として使っているものでございます。

こちらは内部規定ですので、ホームページ等による積極的公表はしておりませんが、国の事務処理要領におきましては行政手続法に規定する審査基準に位置付けられているということです。すなわち、行政手続法の規定によりまして、申請の提出先の事務所である自立生活支援課の執務室に備え付けるあるいはその他の方法により公にしておかなければならないものであります。

積極的な公表は全国的にも例が少なく、多摩地域においてはまだない状況で、1市だけ検討中という状況になっておりますが、昨年度、手続きに必要な書類が分かりにくいことが原因の一つとなり、審査するまでに時間を要した事例がありました。

あとは上限値について見直しを求めるといような声もありました。それらを踏まえまして、今年度中を目途にホームページ等による公表を進めるよう、検討しております。

本協議会で諮る意図としましては、公表するにあたり、見やすさなどについて意見を伺いたいこと、支給量や支給決定プロセス等について何かご意見があれば参考にしたいということでございます。

今回提出したのは素案でございまして、現時点では事務局としてもまだ精査が必要と考えており、今日の審議でいただくご意見、又は持ち帰っていただき、後から気づいた点も含めまして、それらを参考に精査していきたいと考えています。

資料を見ていただくポイントとしまして、まず現行の支給決定基準の課題と、それをどう見直したかについて説明します。

まず、現行の基準の課題として、一般の方が見た時にどこに何が書かれているのか分かりにくく、また内容についても関係法令等に沿って細かく書かれておりますので、概要が掴みにくい点があります。

これらについては、今回お配りした資料の方で冒頭に目次を兼ねる形でサービスごとに内容と対象者を簡易にまとめまして、どのページを見れば個別のサービスの詳細が分かるかという形にしています。

また、市民の方からよくいただく質問に関して、国の通知やQ&Aなどを参考

に、詳細を記したページの中に盛り込んであります。

なお、手続きに必要な書類が分かりにくい点につきましては、これまでの事例を参考に書式事例を作成して巻末資料として添付しております。

二つ目の課題としまして、現行の支給決定基準では市の裁量で支給決定できる単位数について最新の国庫負担基準との比較により示していたため、国庫負担基準が改正されるたびに支給決定基準も改正しなければなりません。今回、国庫負担基準を基に算出していることと、その算出方法を記載し、数字については国が示す最新の基準を参照するという書き方に改めたことにより、内容そのものに関わるような大きな制度改正がない限りそのまま使えるようにしております。

次に、内容を改めた点としましては、担当職員だけでなく一般の方にも見ていただくことから、手続きの流れをフローチャートで示し、必要な書類を例示するような改善を図っております。

最後に数値の見直しについてですが、これまで国庫負担基準の1.5倍までを標準支給量としておりました。

先ほどから国庫負担基準という言葉が出ておりますが、こちらも分かりにくいかと思いますので、説明いたします。

支給に対する負担というのが市町村だけでは賄えないので、一定の割合を国が負担することになっております。ただ、全ての市町村に国がすべてを負担するというのも限界がありますので、市町村ごとにここまでは国が負担しますよ、という基準を示しております。それが国庫負担基準になります。

それ以上使う場合は、市町村が負担する形になりますので、国の負担が無く市民の税金だけで賄うことになるので、そこから先はより厳しい審査を必要とすることが前提となっております。

これまで国庫負担基準の1.5倍までを標準支給量という形で審査会の審査を経ずに市の方で決められる基準としておりました。なぜ1.5倍かというのが特段明確な根拠がなく、他市の状況を調査した結果、1倍、すなわち国庫負担基準に達した時点ですぐに審査会にかけなければならない市、小金井市と同様に1.5倍の市、2倍の市、と様々ございました。国や都におきまして利用者の偏りによる自治体間の調整として国庫負担基準の2倍までは国や東京都の制度で最終的に調整して補助をいただける制度がございますので、それを根拠といたしまして、根拠のない1.5倍とするよりもここまでは調整によって負担していただけるという理由で、2倍までは市の裁量で決められるというように改めております。

もう一点改めた点が、短期入所の月あたりの上限日数についてです。本市の基準では今回、現行の基準を配布しておりませんが、未就学児が3日、小学生

が5日、中学生が7日、高校生以上は8日ということで年齢によって上限が変わるような状況があります。近隣市では、年齢に関わらず7日としていることが多い状況で、こちらについては市民の方からももう少し基準を上げてくれないかという要望をいただいていたところでございます。

他市の状況にならしまして7日で統一することも検討しましたが、その場合、現在高校生以上の上限が8日としているのが7日になってサービスの低下になってしまうこと、一方でそこまで7日、高校生だけ8日と直すのも不自然ではあります。あと、上限については1泊すると2日と数えるので、偶数の方が利用者からみると使いやすい上限値と言えますので、8日で統一することとしています。ただ、こちらの数値の変更につきましては未だ市長決裁を経て改正したものではなく、現時点での案になりますので、今後どうなるのか分からない状況ではあります。

説明は以上になります。現時点でお気づきの点があればお伺いしますし、今年度中の作成を目標にしていますので次回の協議会でも間に合いますので、今日見て分からないという場合は後ほどご意見をいただければ、と思います。説明は以上になります

(会長)

サービス提供側としてよく理解できる方と一般市民として協議会に参加されて何を言っているか分からないという方と、当事者目線から見た時に分かりやすい表になっているのかということがあるかと思います。

見方のポイントを今、説明していただいたのですが、その確認をもう一度していただき、どう見たらよいのかという点も含めて質問をいただければと思います。

持ち帰って連絡を下さいと言われても見方が分からないと見ようがないとも思いますので、是非、見方が分からないということも含めてご質問などをいただければと思います。

サービスには様々なメニューがあって自分が使えるのか、家族が使えるのかという時に、こういう条件を満たしていないと使えないのか、とか、むしろ使えないと思っていたがこの条件を満たしていれば使えるな、という風に見る。どうしても行政文書になると難しい形になりますが、それが見やすいかどうか。これについては、内容までは踏み込まないということですよ。

(事務局)

会長が補足いただきましたが、内部規定だった時には10ページ以降しかなかったような状況で、それも10ページ以降の所にもっと細かく、国庫負担基

準に基づいてこれは何単位まで大丈夫ですよ、といった細かい数字が書いてあったものを、毎回改正しないでも良いように算出方法だけを書くような形に変更しました。そういった国の単位数に縛られないで独自で定めている時間数や日数の上限についてはそのまま示しています。

それから10ページ以降の細かい決め方をみても分からないかと思しますので、最初の1ページにフロー図を書きまして、2ページ以降が簡単なサービス名とどんな内容なのか、どういう方が使えるのかというのを示しています。さらに詳しい内容については、それぞれのページをご覧くださいこととなります。

8ページの方に、実際に申請するときどこに何を出せばいいのかということをおおまかに示しています。

今回は支給決定基準と障害福祉の手引きの二つを作っていますが、その両方がこの一冊で分かることを目指しています。

(会長)

初めて見た時にここがよく分からない、ということはありませんか。

これもまた後で意見を出せばいいと思いますが、支給決定の流れについて、初めて使いたいという人が利用申請をしてサービス等利用計画書の提出を依頼する時、どこにどうすれば良いのかと、最初の段階でつまづいてしまうのではないのでしょうか。

おおまかなフロー図ということですが基本的には事業者向けと考えればいいのですか。それともご家族向けですか。

(事務局)

意向としては事業者の方と利用する市民の方、両方に理解していただきたいというのがあります。

例えばサービス等利用計画の計画書の提出依頼をする場合、どこに何をすればいいかわからないという時に、例えば「自立生活支援課に持ってきていただくもの」というような注意書きを加えたほうがわかりやすいかもしれませんが、我々のように分かっている人間だと気がつかない点もあるかと思しますので、是非、そういう所のご意見をいただけると参考になります。

(会長)

差別解消法の条例を作って合理的配慮をうたって、これが本当に分かりやすい表現なのか、非常に難しい表現があるとか、フロー図についても例えばここに例があったらいいな、というようなことを市としては意見として求めている

のかなと思います。

(委員)

家族が福祉サービスを利用しているのでとても面白く楽しく眺めています
が、8ページの上段に「支給決定の流れ(3)」とありますが、支給決定の流れ
の後ろに、「福祉サービスを利用したいと思ったらまずは自立生活支援課へ」
というような言葉があるといいと思います。

先日の障害者週間スペシャルイベントでもどこに相談したらいいのかわから
ないからたらい回しになる、ということを知っていた親御さんがいました。ど
こでも良いから相談してみたら、「それでしたらこちらへどうぞ」と言われた
のをたらい回しと感じられたのを残念に思いました。

福祉であればまずは自立生活支援課に行ってみる。そこで説明を受ければ
「計画相談の事業所を見つけたらいかがですか」とか「セルフで行う方法もあ
りますよ」という説明を受ければ、計画書を出せるかと思えます。計画書を出
したらそこから始まるということが初めての人には分からないかなと思うの
で、いきなり支給決定の流れという言葉があるとちょっとハードルが高いと思
いました。

(会長)

例えば、「支給決定の流れ」の最初の所に、解説文みたいなのがあって、最
初に申請するとその後はこのような流れで行きます、というような説明がある
と良いかと思えます。

一つ思いついたのですが、例えばこれを見て本当に使えるのかどうか分から
ないという場合には、自立生活支援課に問い合わせることがガイドライ
ンの使い方としてそれぞれの箇所には足されていると分かりやすいかと思いま
す。

補足資料のスコア等については一緒にオープンされるものなのですか。

(事務局)

同時に公開しようと思っています

(会長)

そうすると、それについても説明文があると良いかと思えます。一個一個の
細かい説明ではないにしても「この書式はどんな時にどう使うのか」など、例
えばホームページに「補足資料について」というリンクがついて、そこを見て
みると理解していただけるようなものがあると良いのかな、と思えます。

今日、あまり長い時間を取るということではないので、相談支援あるいは事業所の方から、経験上、こういうのがあると良いね、等の意見があればありがたいのですが。

(副会長)

実際にこういうもので市民に広く公表するという形は素晴らしいと思います。

我々サイドとしては基準がどこにあるのか、というのがずっと不思議でして、個々に動きながら仕事を進めてきた経緯がありますので、ちゃんとしたことを参考にしながらサービス等利用計画の支給の時間とか、サービスの導入にしても納得感というのがあります。

中には、支給決定とか支給量って何かという人がいると思います。福祉サービスを使う時に、実はこういう内容・決めごとがありますよ、ということを知ってもらうのがすごく大事なので、とても良い取り組みだと感じております。市民としても楽になると思います。

(会長)

児童発達支援だとお子さんが小さくてご両親がサービスを使い慣れていないというケースが多々あると思います。そのような時に、保護者がいきなりこのガイドラインを見ることは無いにしても、これが公表されているとこの良さがあり得るな、という所とか、まだお子さんの障がいのことについて凄く戸惑っている親御さんからすると、まだこういうレベルではないよな、とかその辺りの肌感覚は、現場で接していかげんでしょうか。

(委員)

サービスを使うのか使わないのかというよりは、発達の相談があったので、一つの方法として、福祉サービスの利用を検討したり、また親御さんから要望がある時もありますし、私たちが調べたりすることはあります。確かに小さいお子さんたちだと、あまりこのガイドラインを見て理解して、自分に合ったものは何だろうと考えるというのは、あまりないかと思います。

ただ、サービスを少しでも使い始めた方が、例えば幼児から学齢になる時に放課後等デイサービスを思うように確保するのが難しいというような情報は、親御さんも沢山お持ちですので、そういう方が、自分が知っていたらいい情報が書いてあるのではないかと思えば、熱心にご覧になるのではないかと思います。

なので、今の心配事を解決するための情報としてすぐ飛びつくものではない

かもしれませんが、整理して考える時の一つの材料になるのではないでしょうか。

ただ、「支給量の上限」のような表現はなじみがなく、わかりにくいかと思います。なので、何日までは使えるとか、何日までは大丈夫とか、そういう解釈になっていくかと思います。

今、このガイドラインを直接目にしなくても利用に繋がっていることから考えると、実際には、何か詳しい説明なり、ご理解が必要な時に登場するのかな、という気もします。現在、色々な日数の課題もあるとは感じているので、基準が明らかになることで、利用する側の納得につながると思います。

フローチャートの入口の所で分からないとおっしゃっていただいたのは確かにその通りだなと思いました。どうすれば良いのかという点については、もっと相談担当の人たちが入口の所で丁寧に説明する必要があるあって、利用に結びつきそうなときにこのガイドラインが出てくることあるだろうし、まずは使い始めて、年月が少し経ってから「そういう制度になっているのか」と分かってくる気もします。

小金井市は児の通所支援と呼んでいて、障害福祉サービスという言葉が特に出ていなくても支給決定とか利用計画まで行くぐらい、障害福祉サービスという言葉があまり前面に出ていないと感じます。

なので、受給者証についても障害という言葉がタイトルには出ていないので、もしかしたら親御さんたちにとっては、児童発達支援が障害分野のサービスだという認識が薄いかもしれません。

(会長)

いざという時にどういう基準なのか、今までは探さなくてはいけなかったのが、公開して例えばご家族とやり取りをするときに、こういう基準で考えていきましょう、というのが分かるという良さがある。

これから実際に公開してみて、どのような良さや課題が見えてくるのかな、ということなので、これからも順次改訂していくという理解が共有されてきたのかと思います。報告についてはこのあたりで終えたいのですが、よろしいですか。時間的にはまだ余裕があるので、お気づきの点があれば、次回の自立支援協議会までの間にでも、事務局にご連絡いただいたりしてもらえれば、と思います。次回の自立支援協議会については市の方と打合せをする中で、これについての時間を取るか取らないか、ということも相談させていただきたいと思います。

次に、障害者総合支援法の改正について、事務局からお願いします

(事務局)

障害者総合支援法の改正案についてご説明いたします。本日お配りしているのは、障害者権利条約に関わる建設的対話と障害者総合支援法の改正に関する資料でございます。こちらの資料というのは、障害者計画の策定の参考になるということで配布しております。

皆様にご協議いただいたアンケート調査票につきましては、昨年12月中旬に発送しまして、今、回収をしております。受託業者の方に随時お渡しして、回答の集計と分析を進めています。次回以降、その結果を基に、集められた意見をどう反映させていくかということについて協議していただくこととなりますが、その際には法改正や障害者権利委員会から日本政府へ勧告された内容についても踏まえる必要があると思われまますので、内容について事前にご確認していただくために資料として配布したのになります。

まず、権利条約の関係でございますが、昨年8月、日本の取り組みに対する国連の権利委員会による初めての審査として、建設的対話というものが開かれております。配布した資料は日本の報告に対する国連の所見をまとめたものになります。9月9日には権利委員会から日本政府へ勧告として総括所見が出されておりますが、先ほど会長の補足にもありましたが、分離教育に関するものですか、地域移行・強制入院に関するもの等が指摘されておまして、合計で懸念事項が93項目、勧告が92項目、留意が1項目、奨励が1項目というような状況になっております。

次に法改正についてです。障害者総合支援法の改正案につきましては昨年10月14日閣議決定をし、11月18日に衆議院可決、12月8日に参議院可決、となっております。施行期日は一部を除きまして令和6年4月1日となっておりますので、障害者計画の計画期間と重なる形になります。主な内容は資料の改正の概要という所に記載された通りとなりますが、グループホームの定義の改正、就労選択支援というものを創設、医療保護入院に係る制度の改正、入院者訪問支援事業の創設、虐待の通報制度の創設、難病にかかる医療費助成の手続きの改正などが挙げられております。

説明は以上になります。まだ施行前ということで、法改正に伴う国や都からの具体的通知は無いので不勉強な点はありますが、計画策定に適切に反映できるよう参考にしたいと思っております。

(会長)

取りまとめなどは自立生活支援課の方で主導していただくこととなります。それぞれの立場から見えてくる課題を出していただいて、障害者計画としてまとめしていくということになりますので、皆さん、包括的に理解した上で、とい

うことではなくて、それぞれの立場でとは思いますが、小金井市の障害者計画の策定が障害者総合支援法の改正と重なることになり、権利条約に関する勧告と重なるということでこれを踏まえる必要があります。現実問題としては現行の障害者計画の達成具合はどうかということが色々出てくると思いますのでいずれにせよ、国の施策は一步進めようということになっているということです。概要というのは国が作ると難解な部分が出てきますが今後、障害者計画の策定を議論するときに踏まえておく必要があるので、傍に置いて、時折見ながら障害者計画のことを考えていく必要があるかと思えます。

(委員)

法案の改正の概要の3番に医療保護入院の見直しとありますが、どのように理解したらいいのか、とと思っていました。見直し内容が措置入院に近づいているように読めてしまうのですが、そのように理解して良いのでしょうか。

「家族等が同意不同意の意思表示を行わない場合でも」と書かれており、首長の同意により医療保護入院が出来るというのが、措置入院に寄っているように感じています。これは家族等が同意しない場合という言葉は無いので、そこが措置入院との差、というくらいでしょうか。その先のこのページの下にあるものは措置入院も医療保護入院も似た対応がいっぱい出てくると思うのですが、見直し内容の意味について今、説明することに問題があれば、そのうち教えていただきたいと思えます。私の感覚では、措置入院に医療保護入院が寄って行っているように改正内容が見えるので、知りたいことです。

(事務局)

まだ施行されていないので具体的なものが我々にも伝わってきていません。ただ、国会などでも医療保護入院の拡大につながるのではないかとといったような指摘も出ていることはインターネットでもありましたので、今後、我々も勉強させていただいて、説明できるようになったら説明させていただきたいと思えます。

(会長)

以上でよろしいでしょうか。報告事項は資料の確認ということにさせていただいて、この後、部会の方に分かれてよろしく願いいたします。